

## 平成29年第8回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日 時 場 所

平成29年8月9日（水）午後2時  
我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

10名

### 3. 出 席 委 員

1番 嶺 岸 勝 志	2番 成 島 誠
3番 大 炊 三枝子	4番 中 野 栄
5番 大 井 栄 一	6番 根 本 博
7番 田 村 星 寿	8番 宮久保 勝
9番 三 須 清 一	10番 須 藤 喜一郎

### 4. 出席事務局職員

局 長	渡 辺 唯 男
次 長	成 嶋 文 夫
庶務係長	富 塚 隆 則
農地係長	鈴 木 光 一

### 5. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について  
議案第3号 農地の公売の参加に係る買受適格証明書願について  
議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について

#### 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する  
専決処分について  
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する  
専決処分について

**三須清一会長** 皆さん、暑い中、総会に出席ご苦労さまです。また、7月、8月の農地パトロールも本当にご苦労さまでした。

それでは、ただ今から平成29年第8回我孫子農業委員会総会を開催いたします。

本日は委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

7番 田村星寿委員

8番 宮久保勝委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の鈴木係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第1号から第4号まで、合計4議案についてです。

議案第1号は「農地法第5条の規定による許可申請について」です。

議案第2号は「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」です。

議案第3号は「農地の公売の参加に係る買受適格証明書願について」です。

議案第4号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」です。申請件数は新規が3件、再設定が2件です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

**三須清一会長** 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成29年8月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は1ページから15ページまでとなります。

申請地は〇〇字〇〇〇地先の畑一筆、面積は595 m<sup>2</sup>です。譲受人の株式会社ベネフィ

ットは自動車、自動車部品の買い取り及び販売を申請地から900 m離れた場所で行っており、その施設が手狭なため申請地を借用し、車両置き場とするものです。申請地は〇〇〇の道路の東側に位置しています。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**根本博調査会長** 議案第1号について調査結果を報告します。譲渡人の代理人及び譲受人の双方の立会いの下、現地調査を行いました。

申請地は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、面している道路には水道管、ガス管が埋設され、概ね500 m以内に教育施設及び公共公益施設が存することから第3種農地と判断しました。

なお、雨水は自然排水で、区域周りはフェンス塀を設置するとのこと。隣接農地所有者の意見は特になかったとのこと。目的の実現の確実性については、土地所有者の同意も得ており、資金も自己資金で問題ありません。以上のことから、農地法5条の許可要件は満たしております。

これらの内容を基に審議したところ、第1調査会では立地基準や一般基準を満たしていることから全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第1号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。何かございませんか。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

**三須清一会長** 再開します。何かございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり許可することにいたしました。

続いて、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を議題いたします。

事務局より朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書2ページをお開きください。

議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成29年8月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は16ページからとなります。

生産緑地の指定を受けていた農地の主たる農業従事者が死亡したことから、生産緑地法第10条の規定による生産緑地の買い取りの申し出を市へ申請するため従事者証明を求めるものです。

買い取り申し出を行う生産緑地は〇〇字〇〇地先の畑二筆、面積が1,454 m<sup>2</sup>で、JR常磐線〇〇〇駅の北西約1 kmに位置しています。この農地は市街化区域内にあります。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**根本博調査会長** 議案第2号について調査結果を報告します。申出人の代理人、立会いの下、現地調査を行いました。

農業の主たる従事者であった申出人の義父は平成24年9月29日に死亡し、農地の管理を親戚に頼んでおりました。現地はいつでも耕作できる状況に管理されております。なお、買取申出事由が生じた者「〇〇」は従前の農家台帳にも記載があるとおり、農業の主たる従事者として当該農地を耕作していたとのことです。このことは地元の須藤農業委員の意見と一致しております。

以上を基に、第1調査会では農業の主たる従事者が以前から農地を適正に管理していたことから、全員一致で農業の主たる従事者について証明相当と判断しました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第2号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。何かございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号を採決します。生産緑地に係る農業の主たる従事者について証明をすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号は原案どおり証明することに決定いたしました。

続いて、議案第3号「農地の公売の参加に係る買受適格証明書願について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書3ページをお開きください。議案資料は24ページからとなります。

議案第3号整理番号1「農地の公売の参加に係る買受適格証明書願について」。下記のとおりに買受適格証明書願があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成29年8月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

今回の申請は農地として使用するため、農地法第3条の耕作目的となりますので、審査は農地法第3条の審査基準により行います。お手元に資料を配布しております。

公売行政庁は東京国税局で、買い受けしようとする農地は〇〇〇地先の田一筆、面積991 m<sup>2</sup>及び〇〇〇地先の田二筆、合計面積 5,768 m<sup>2</sup>について、申請者が入札に参加し、買い受けしようとするものです。申請者は〇〇の農業者で、入札により買い受けできた後は稲作の生産を計画しているとのことです。

なお、通作距離は2.3kmとのことです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**根本博調査会長** 議案第3号整理番号1について調査結果を報告します。現地調査を行い、申請者からのヒアリングを基に「全部効率性」「地域との調和等」を確認し、審議しました。

農業経営の実態については議案資料24ページからとなります。

経営耕地面積は田と畑を合わせて7,482 m<sup>2</sup>です。世帯の農業従業日数は、本人が年間250日、妻が200日、子が80日です。トラクター、耕運機等を保有しています。

以上、農作業常時従事要件、下限面積要件等を満たしていることから、農地の公売の参加に係る買受適格について証明すべきものと全員一致で判断しました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第3号整理番号1に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

何かございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

議案第3号整理番号1は買受適格であることを証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号1は原案どおり買受適格証明書を交付することに決定いたしました。

続いて、議案第3号整理番号2「農地の公売の参加に係る買受適格証明書願について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

**事務局** 議案書4ページをお開きください。議案資料は28ページからとなります。

今回の申請は農地として使用するため、農地法第3条の耕作目的となりますので、審査は農地法第3条の審査基準により行います。

公売物件は整理番号1と同様の〇〇〇地先の田を買い受けしようとするものです。申請者は〇〇市の農業者で、入札により買い受けできた後は稲作の生産を計画しているとのことです。

なお、通作距離は約13kmで、通作時間は約30分から40分とのことです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**根本博調査会長** 議案第3号整理番号2について調査結果を報告します。申請者立会いの下、現地調査を行い「全部効率性」「地域との調和等」を確認し、審議しました。

農業経営の実態については議案資料29ページからとなります。経営耕地面積は小作地を含め、田畑合わせて1万7,390 m<sup>2</sup>です。

世帯の農業従事日数は、本人が年間150日、妻と母がそれぞれ100日、父が200日です。トラクター、田植機、コンバイン等を保有しています。

以上、農作業常時従事要件、下限面積要件等を満たしていることから、農地の公売の参加に係る買受適格について証明すべきものと全員一致で判断しました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第3号整理番号2に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

暫時休憩します。

(暫時休憩)

**三須清一会長** 再開します。意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号整理番号2、買受適格であることを証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号2は原案どおり買受適格証明書を交付することに決定いたしました。なお、議案第3号については落札した者が農地法第3条の許可申請を行うこととなりますが、今回の審議において農地法第3条の要件が審査されておりますので、今後の総会では報告事項となることを申し添えます。

以上です。

議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の5ページをお開きください。

議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成29年8月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は41ページからとなります。新規の賃借権設定が2件、使用賃借権設定が1件で、再設定の使用賃借権設定が2件です。

整理番号1の設定農地は〇〇地先の田一筆、面積は1,021 m<sup>2</sup>です。借受者は株式会社山崎フロンティア農場、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ1等級新米〇〇kgで、期間は5年間です。

整理番号2の設定農地は〇〇〇地先の畑3筆、合計面積は4,117 m<sup>2</sup>です。借受者は整理番号1と同じで、貸付者は〇〇市の方です。賃借料は無償で、期間は6年間です。

整理番号3の設定農地は〇〇地先の田二筆及び〇〇〇地先の田一筆、合計面積は2万3,852 m<sup>2</sup>です。借受者は整理番号1と同じで、貸付者は〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ玄米〇〇kgで、期間は6年間です。

整理番号4の再設定農地は〇〇字〇〇〇地先の畑3筆、合計面積は1,721 m<sup>2</sup>です。借受者は〇〇の農家で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は無償で、期間は3年間です。

整理番号5の再設定農地は〇〇字〇〇〇〇地先の畑一筆、面積は981 m<sup>2</sup>です。借受者は〇市の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は無償で、期間は3年間です。

以上です。

**三須清一会長** 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**根本博調査会長** 整理番号1から3の借受者の経営面積は、借受地が約12.6ヘクタールです。農業生産法人として役員2名ほか社員3名が年間を通じて農業に従事しております。トラクターを初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号4の借受者の経営面積は借受地を含め、約2.1ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間280日、妻が250日、母が150日です。トラクター1台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号5の借受者の経営面積は借受地を含め、約35.48アールです。農業従事日数は本人が年間300日です。管理機を保有しています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第8条第3項の各要件を満たしていることから議案第4号の整理番号1から5までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第4号の整理番号1から5に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第4号の整理番号1から5を採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号の整理番号1から5は原案どおり決定することとしました。

根本調査会長は自席にお戻りください。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。



**事務局** それでは報告いたします。

報告第1号は「農地法第4条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、4件受理しました。転用目的・事由は宅地が3件、駐車場が1件です。

報告第2号は「農地法第5条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計8件受理しました。転用目的・事由は宅地が7件、駐車場が1件です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 報告第1号及び第2号について何かご意見がありましたら挙手をお願いします。ございませんか。

**中野栄委員** ちょっと聞いてもいいですか。

**三須清一会長** 中野委員。

**中野栄委員** 整理番号の5の1と6の1なんですけど、これは所有権移転です。〇〇〇〇〇丁目の〇番〇〇号の〇〇さん。それでその下は今度逆になっています。売った人と買った人が逆。何と言ったらいいんでしょうね。こっちの土地とこっちの土地を取り換えたみたいな、そういう格好でいいんですか。

**事務局** はい、今おっしゃったとおりです。こちらの届出はそういったものだと思います。

**中野栄委員** はい、分かりました。

**三須清一会長** よろしいですか。

**中野栄委員** はい。

**三須清一会長** ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、我孫子市農業委員会平成29年第8回総会を閉会します。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人